

議案第 36 号

杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

区立学校に主務教諭を設置する等の必要がある。

杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立学校の管理運営に関する規則（昭和 5 9 年杉並区教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第 7 条に次の 4 項を加える。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第 3 項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第 7 条の 2 及び第 2 4 条第 1 項中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(主任教諭等) 第7条 小中学校に主務教諭_____を置くことができる。 2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。 3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。 4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。 5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。 6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。 7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。 (主任) 第7条の2 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する	(主任教諭等) 第7条 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。 2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。 3 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。 (主任) 第7条の2 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。 2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する

新	旧
主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 (学部主任) 第24条 特別支援学校の小学部及び中学部に学部主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 2 及び 3 略	主幹教諭_____を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 (学部主任) 第24条 特別支援学校の小学部及び中学部に学部主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。 2 及び 3 略